

Q&A


1. 「申請者」と「サポート対象者」の違いについて教えてください。
2. 「交付候補者」とは、誰のことですか。
3. 「市内企業」とは何ですか。
4. 千葉市民でなくても申請することはできますか。
5. まだ市内企業に就職するか分からないのですが、登録の申請はできますか。
6. 対象となる奨学金について教えてください。
7. 転勤により勤務地が変更になった場合、支援対象から外れることはありますか。
8. 出向になった場合、支援対象から外れることはありますか。
9. 「交付申請兼実績報告」は、いつまでに、どのように行うのでしょうか。
10. 市内企業を退職した場合や企業が倒産した場合、支援対象から外れることはありますか。

No.	分類	Q	A
1	共通	「申請者」と「サポート対象者」の違いについて教えてください。	<p>次のとおりです。</p> <p>「申請者」 →奨学金を利用している方。サポート対象者又はサポート対象者の親族等が該当します。申請者は各種申請（認定申請、認定変更申請、事情変更の届出、認定期間延長申請、補助金交付申請兼実績報告）を行うことができます。</p> <p>「サポート対象者」 →奨学金を利用して産業人材養成施設に在学している方（その後卒業した方を含みます）。ただし、「事業主推薦制度」を利用して、企業に在籍しながら産業人材養成施設に在学している方を除きます。</p> <p><注意> サポート対象者が奨学金を借り入れている場合、 「申請者 = サポート対象者」となります。</p>
2	共通	「交付候補者」とは、誰のことですか。	<p>「交付候補者」とは、認定申請（交付候補者認定申請）をし、市から認定を受けた方を指します。申請者と同じ方です。市から認定を受けるには、下記のすべての要件を満たし、市に認定申請をする必要があります。</p> <p>【認定申請の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与型奨学金を借り入れていること。（学生本人のほか、学生のために貸与型奨学金を借り入れている親族等も対象になります） ・ サポート対象者が、産業人材養成施設に在籍していること。 ・ 卒業後、1年以内に市内企業に就業する意思があること。※登録の時点で企業から内定が出ている必要はありません。市内企業への就業可能性がある方が対象です。
3	共通	千葉市民でなくても申請することはできますか。	千葉市民でなくても、要件を満たしていれば補助金の交付申請・受給ができます。
4	共通	「市内企業」とは何ですか。	<p>本制度では、「市内企業」を次のように定義しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①千葉市内に本社がある企業に勤務 ②千葉市外に本社がある企業の市内事業所 ③千葉市内の個人事業主に雇用され市内勤務

No.	分類	Q	A
5	認定申請	まだ市内企業に就職するか分からないのですが、登録の申請はできますか。	認定申請は、市内企業への就職を強制するものではありません。また、企業からの内定が出ていない段階でも、市内企業へ就職する可能性がある方は（その他の認定要件を満たす場合に）ご登録いただけます。
6	共通	対象となる奨学金について教えてください。	<p>産業人材養成施設の学費に充てることを目的に借り入れた奨学金（返還義務のあるものに限る）で、市長が認めるものを指します。</p> <p>【主な奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者育成資金融資 ・国の教育ローン ・福祉資金「技能習得費」 ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付「就業資金」、「修学支度資金」 ・金融機関の教育ローン <p>※学生の親等が奨学金を利用している場合も、その他の要件を満たしていれば補助金を申請することができます。この場合、学生と奨学金利用者との関係（親族関係等）がわかる公的書類（住民票の写し（原本）等）が必要です。</p>

7	就職後(異動)	<p>転勤により勤務地が変更になった場合、支援対象から外れることはありますか。</p>	<p>本制度では、「市内企業」を次のように定義しています。</p> <p>①千葉市内に本社がある企業に勤務 ②千葉市外に本社がある企業の市内事業所 ③千葉市内の個人事業主に雇用され市内勤務</p> <p>このため、企業に勤務（①②）し、転勤になった場合は次のように取り扱います。</p> <p><u>①「千葉市内に本社がある企業に勤務」している場合</u> 転勤により勤務地が変更になった場合も、引き続き補助金を受け取ることができます。</p> <p><u>②「千葉市外に本社がある企業の市内事業所勤務」の場合</u> 転勤により勤務地が千葉市以外の事業所になった場合は、原則として補助金を受け取ることができません。</p> <p>ただし、研修等による一時的な転勤で、同一年度内に再び市内事業所の勤務となる場合は、引き続き補助金を受け取ることができます（次ページのイメージ図参照）。この場合も、補助金（交付申請兼実績報告）の申請期間は、1年間就業後の年度末までとなりますので、ご注意ください。</p> <p><注意> 千葉市外に本社がある企業に勤務している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度（4/1～3/31）を跨いで千葉市外の事業所勤務となった場合、それ以降の補助金を受け取ることはできません。 <p>※すでに受け取った補助金を返還する必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市外の事業所勤務となった場合、千葉市役所雇用推進課まで「様式第3号 千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者届出書（事情変更）」を提出してください。 <p>（イメージ図は次ページをご覧ください）</p>
---	---------	---	--

No.	分類	Q	A
			【イメージ図】
			<div data-bbox="236 405 1361 965" data-label="Diagram"> <p>【市外本社】市外事業所に異動した場合</p> <p>3/31 4/1 市内へ 卒業 (3/31) 就職 (4/1)</p> <p>1年間継続就労</p> <p>市内事業所</p> <p>3/31 4/1 市外へ 異動 (4/1)</p> <p>市外事業所</p> <p>3/31 4/1 市内へ 異動 (12/1)</p> <p>1年間継続就労</p> <p>市内事業所</p> <p>3/31 4/1 市内異動後 1年後 (12/1)</p> <p>1年間継続就労</p> <p>市内事業所</p> <p>3/31 4/1 市内異動後 2年後 (12/1)</p> <p>補助金の申請期間 ※市内就業した日の翌年度末まで</p> <p>補助金交付</p> <p>補助金の申請期間 ※前回の補助金交付があった日の翌年度末まで</p> <p>補助金交付</p> <p>補助金の申請期間 ※前回の補助金交付があった日の翌年度末まで</p> <p>補助金交付</p> <p>市外事業所に異動後、同一年度内に再び市内事業所に異動する場合は申請資格を失わない。</p> </div>
8	就職後(異動)	出向になった場合、支援対象から外れることはありますか。	<p>補助金を受け取るためには、原則として同一企業等への継続就業が必要です。この「同一企業等」かどうかは、所属する企業等を基準に判断します。</p> <p>このため、出向元の企業等に籍を残したまま出向する「在籍出向」と、出向元を退職してから出向する「転籍出向」で取り扱いが異なります。</p> <p>①「在籍出向」の場合</p> <p>引き続き同じ事業所に所属する場合は、原則として補助金を受け取ることができます。出向に伴い事業所が変更になる場合は都度判断になりますので、千葉市役所雇用推進課（☎043-245-5278）までお問合せください。</p> <p>②「転籍出向」の場合</p> <p>原則として、出向以降、補助金を受け取ることはできません。</p> <p>※すでに受け取った補助金を返還する必要はありません。</p> <p><注意>「在籍出向」、「転籍出向」が決まった場合 「様式第3号 千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者届出書（事情変更）」を千葉市役所雇用推進課まで提出してください。</p>

No.	分類	Q	A
9	就業後(申請)	「交付申請兼実績報告」は、いつまでに、どのように行うのでしょうか。	<p>1～3回目の「交付申請兼実績報告」は、以下の期間内に行ってください。</p> <p>① 1回目 [就職した日から 1年を経過した日]～[その年度の3月31日]</p> <p>② 2回目 [就職した日から 2年を経過した日]～[その年度の3月31日]</p> <p>③ 3回目 [就職した日から 3年を経過した日]～[その年度の3月31日]</p> <p>【例】2026年4月1日入社の場合の申請期間 (1回目) 2027年4月1日～2028年3月31日 (2回目) 2028年4月1日～2029年3月31日 (3回目) 2029年4月1日～2030年3月31日</p> <p>【例】2026年10月1日入社の場合の申請期間 (1回目) 2027年10月1日～2028年3月31日 (2回目) 2028年10月1日～2029年3月31日 (3回目) 2029年10月1日～2030年3月31日 =====</p> <p>1～3回目の「交付申請兼実績報告」は、千葉市 HPに記載の必要書類を用意し、千葉市に郵送又は持参してください。</p> <p>【申請先・問い合わせ先】 千葉市役所 雇用推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所高層棟 7階 電話：043-245-5278 ファックス：043-245-5558 メール：koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp</p> 

No.	分類	Q	A
10	就職後(離職)	市内企業を退職した場合や企業が倒産した場合、支援対象から外れることはありますか。	<p>①市内企業を退職した場合と②企業が倒産した場合で、扱いが異なります。</p> <p><u>①市内企業を退職した場合</u> 原則として、退職以降、補助金を受け取ることはできません。 ※すでに受け取った補助金を返還する必要はありません。</p> <p><u>②企業が倒産した場合</u> 退職した日から1年を経過する日までに再び市内企業に就職した場合に限り、引き続き補助金を受け取ることができます(イメージ図参照)。この場合、申請期間が変更になりますのでご注意ください。</p> <p><注意> ①②は市への届け出が必要です! ①②が決まった場合、「様式第3号 千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者届出書(事情変更)」を千葉県役所雇用推進課まで提出してください。</p> <p>【イメージ図】</p>

